

岸和田市環境保全条例の制定及び改正の経過

現在の岸和田市環境保全条例（平成 15 年 6 月 20 日条例第 16 号。以下、「市条例」という。）は昭和 51 年に公布された岸和田市環境保全条例（昭和 51 年 3 月 31 日条例第 17 号。以下、「旧条例」という。）が平成 15 年に全部改正されたものです。

市条例は当時の公害関係法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法）や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」という。）で定められている基準を遵守することを基本にしながらも、規制のみにとどまらず、公害に対する未然防止を図り、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的として制定しております。

旧条例の施行後 40 年以上が経過し、この間、公害関係法令及び府条例が整備、拡充されるとともに、それらの法令に基づく事務が府知事から順次、本市市長に移譲されており、本市が規制権限を有することとなっております。

これまでの公害関係法令等に基づく規制や、事業者、市民の自主的な取組み等による大気汚染、水質汚濁などの市域の環境の改善、近年の産業型公害から都市生活型公害への変遷を踏まえ、規制の対象や規制基準等の有り方、自主的な環境保全活動の推進等について検討すべき時期に至っていると考えております。

以上を鑑み、公害法令及び府条例に基づく規制制度と市条例に基づく規制制度との関係を整理し、市条例との整合を図るとともに、市民、事業者、行政による公害発生の未然防止など、現在の本市の状況に即した内容とするため、市条例の見直しを行っていくものです。

年月日	改正等の概要
昭和 43 年 6 月 10 日	大気汚染防止法・騒音規制法 公布
昭和 45 年 12 月 25 日	水質汚濁防止法 公布
昭和 51 年 3 月 31 日	岸和田市環境保全条例（「旧条例」）公布
昭和 51 年 6 月 10 日	振動規制法 公布
平成 6 月 3 月 23 日	大阪府生活環境の保全等に関する条例 公布
平成 11 年 7 月 16 日	ダイオキシン類対策特別措置法 公布
平成 15 年 6 月 20 日	旧条例全部改正、岸和田市環境保全条例（現 市条例）公布
平成 24 年 3 月 5 日	市条例 1,1-ジクロロエチレンの排水基準を改定
平成 24 年 9 月 13 日	市条例 1,4-ジオキサンの排水基準を追加
平成 26 年 6 月 25 日	市条例 指定事業所の対象事業所から石綿の製造又は加工を除外
平成 27 年 3 月 4 日	市条例 カドミウム及びその化合物の排水基準を改定
平成 27 年 12 月 16 日	市条例 トリクロロエチレンの排水基準を改定
平成 28 年 6 月 24 日	市条例 第 5 節 日照障害の防止に関する規制 削除